

令和4年度 第1回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 令和4年10月26日(水) 午前10時00分から
午前11時37分まで

2 場 所 葛飾区役所 7階 705会議室

3 出席者

委 員 宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員(全員出席)

事務局 坂井保義総務部長、柏原正彦契約管財課長ほか契約管財課職員4名

4 概 要

(1) 開会<委員・事務局紹介(敬称略)>

宇田川 博史	弁護士
石川 隆之	税理士
金子 雄一郎	日本大学理工学部教授・工学博士

(2) 委員長の選出及び同職務代理の指名

互選により、委員長は宇田川委員に決定した。

委員長の指名により、委員長職務代理は石川委員に決定した。

(3) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はいない旨報告した。

イ 令和3年度第2回委員会議事概要の公表について

事務局より令和3年度第2回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(4) 議事

ア 令和4年度入札契約等執行状況(令和4年度上半期)について

事務局より令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

A委員 随意契約について、委任するか否か、委任先が部局の長なのか課長なのかは、金額によって変わるのか。

事務局 契約金額が 30 万円未満であれば小額随意契約として課長に委任している。これを超えるものでも特命随意契約であれば、相対的に低額のものもは課長に、そうでないものは部局の長に委任している。

B委員 公募型指名競争入札と指名競争入札の違いは何か。

事務局 公募型指名競争入札は公募をし、応募した事業者を指名して入札を行うものである。指名競争入札は公募をせず、過去の実績等を勘案したうえで区が参加者を指名して入札を行うものである。

B委員 入札に参加する事業者の数は違うのか。

事務局 公募型指名競争入札は案件により異なる。指名競争入札は、予定価格に応じた指名業者数を基準として定めてあり、これに則って指名している。

B委員 公募型指名競争入札にするか指名競争入札にするかはどのように判断しているのか。

事務局 予定価格及び入札参加要件を設けるか否かによって判断している。

B委員 総合評価とするか否かの判断についてはどうか。

事務局 予定価格や難易度等を総合的に勘案している。

B委員 一般競争入札とするか指名競争入札とするかはどのように決まるか。

事務局 相対的に低額な案件の場合は指名競争入札である。なお、一般競争入札は要件を付して制限付一般競争入札としている。

B委員 一定の実績がないと入札には参加できないようにしているということか。そのようなものが多い。

B委員 最低制限価格は全ての案件に設けているか。

事務局 予定価格が 200 万円以上の工事又は設計等委託の案件に設けている。なお最低制限価格は、予定価格の 75 から 92%までの間で、国の基準に従って設定している。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間の 4 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C委員 逮捕と起訴のように措置要件が異なっているものの指名停止の期間が同じとなるのはなぜか。

事務局 指名停止の期間は、基準に定めた範囲内で過去の事例を勘案しながら決定しているため、結果として同じ期間になる場合もある。

C委員 指名停止の期間が過ぎれば入札には参加できるようになるのか。
事務局 そのとおりである。
A委員 逮捕、起訴の後、判決が出た場合については基準がないのか。起訴の時
点では無罪推定であることから、有罪判決が下りた場合には別途指名停止
することがあり得るのか。
事務局 判決を踏まえて指名停止をすることはしていない。実務上は、指名停止
の措置をする前に事業者 접촉し、事業者が事実を認めていることを確認
したうえで、指名停止をしている。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間の入札参加除外措置
を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間の低入札価格調査
制度を適用した事案5件の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C委員 低入札価格調査の結果、審査対象者を落札者としなかった場合、
当該事業者に対してペナルティはあるか。
事務局 ペナルティは特にない。
B委員 区が発注した工事の実績があれば、過去の工事成績を調べたうえで判断
しているのか。
事務局 そのとおりである。
C委員 審査対象者が、当該工事を施工しきれぬかどうか、発注内容を踏まえ
た審査が行われているのか。
事務局 その観点からも審査している。なお、金額面の観点からも審査しており、
入札額の積算が適正でないために落札者としなかったという判断もある。
C委員 調査基準価格はどのように決まっているのか。
事務局 調査基準価格は予定価格の75%から92%の間で設定している。算定した
うえで92%を超えた場合は92%としている。
B委員 直接工事費やその他の間接工事費に一定の率をかけて算定しているのか。
事務局 そのとおりである。国の基準に則っている。

オ 抽出審議

令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である宇田川委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、指名競争入札1件、随意契約5件の合計7件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事、設計等委託、委託及び賃借・借上の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 1377 葛飾区立道上小学校既存校舎等一部解体工事】

（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

【質 疑】

- A委員 金額が2億円を超える案件で落札率が100%となっている。競争性が働いているのかが気になる。
- 事務局 1者が辞退し、3者が札を入れている。札を入れた者のうち2者は失格となったため、当該事業者が落札したものである。
- A委員 失格基準の設定は工事の業種によって異なるのか、一律か。
- 事務局 業種の違いや内容の違いは予定価格に反映されている。失格基準は一律で、調査基準価格の算定基準よりも5%低いものとなっている。
- B委員 予定価格は事前公表か。
- 事務局 葛飾区においては事前公表である。
- B委員 国は事後公表にするようにとしている。いずれも長所・短所があるが、予定価格を事前公表とすると、調査基準価格等を事業者は計算できてしまうのか。
- 事務局 調査基準価格等の計算式は公表しているが、内訳の金額は公表していない。したがって調査基準価格等を1円単位まで当てることはできないと考えている。
- B委員 失格の2者の評価値が出ているのはなぜか。失格なので評価点を算出しないという考え方もあると思う。
- 事務局 確かにそのような考え方もあるかと思う。区としては、可能な限り情報を公表するという姿勢をもっており、評価値は公表している。しかし、その内訳については公表することで失格の理由が明らかになってしまい、それは事業者にとっての不利益情報であるため公表していない。

【設計等委託 NO. 2487 都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線（南水元西）道路整備計画検討委託】
（随意契約）

【質 疑】

- A委員 緊急性等がない案件のため随意契約となっている理由に疑問があったが、東京都の事業との一体性について説明があったため、納得できた。

【委託 NO. 1460 粗大ごみ申告受付等業務委託（債務負担行為）】 **（随意契約）**

【質 疑】

- A委員 本件も、緊急性等がない案件のため随意契約となっている理由に疑問があったが、プロポーザル方式により業者選定をしたものということが説明を聞いてわかった。
- C委員 本件のような業務を受注できる事業者がいなくなっているということがあるが現状はどうか。
- 事務局 受注できる事業者が多くないのは事実である。システムを開発する必要があることなどから新規参入は少ないようだ。
- C委員 随意契約となってもやむを得ないような状況か。
- 事務局 受注できる事業者が1者ではないため、プロポーザル方式によってサービス内容等について提案を受けて、評価をしたうえで業者選定をしている。

【賃借・借上 NO. 2321 立石駅周辺地区街づくり事務所賃貸借（債務負担行為）】

（指名競争入札）

【質 疑】

- A委員 事務所の賃貸借なので賃料が一定の幅の中で収れんするものと思っていた。金額が低ければ歳出が減るという面で区にとっては良いことではあるが、落札率が6割である。
- 事務局 既存物件の賃貸借であれば、賃料が大きく変わることはないと考えられるが、この案件は仮設を建て、それを借りるものである。落札価格と予定価格との間に差がある原因はそうした違いによるものだと考えている。
- B委員 低入札価格調査や最低制限価格は適用されないのか。
- 事務局 適用している案件は工事及び設計等委託である。本件は賃借・借上であるため、対象外である。
- B委員 予定価格が実態と乖離しているということはないか。
- 事務局 可能性としてはあり得る。
- B委員 このような案件は多くはないか。
- 事務局 多くはない。

【売却、長期継続契約（委託）及び特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【売却 NO. 558 資源回収事業に係る空きびん等の売却（単価契約）】 **（随意契約）**

【質 疑】

- A委員 リサイクル事業は大事な事業であると考えているが、施設が区内にあることとしている要件について、近隣区では不可能な事業なのか。

事務局 基本的には、可能な限り自区のゴミは他の自治体に持ち込まず、自区で処理するという方針である。

A委員 価格はどうのように決めているのか。

事務局 実勢価格を参考にしながら設定している。

【長期継続契約 NO. 531 葛飾区立学校給食調理業務委託（水元小学校）（長期継続契約）】 **（指名競争入札）**

【質 疑】

A委員 安全性や継続性が大事な事業だと思う。一方で、よりおいしい給食を子どもたちに、という観点からは競争が働いても良いと思う。

事務局 プロポーザル方式により、安全対策、従事者の指導体制、欠員が発生した際のフォロー体制、味についての考え方に対して評価をしている。味そのものについては業者選定時には評価が難しいが、学校において先生や児童生徒が評価し、場合によっては指導するようにしている。

C委員 履行期間が令和6年度末までとなっているが、ガソリン価格や光熱水費等が高騰しているなか、契約変更はあり得るのか。

事務局 契約変更自体はあり得るものと考えているが、本件についてはそもそも事業者が光熱水費や材料費を負担しない案件である。

C委員 最低賃金についてはどうか。

事務局 最低賃金は守るように事業者には指導している。

B委員 最優秀提案者は学校ごとに決定するのか。

事務局 事業者が学校を選択して応募する方式である。学校によって応募者数は異なる。新規に委託を導入する学校については多くの事業者が応募するが、既存の受注者がある学校は応募者数が少ない傾向がある。

【特命随意契約 NO. 391 悩みごと相談業務委託】

【質 疑】

A委員 有資格者でない場合にどのように適否が判断されるのか。

事務局 この案件については、受注できる事業者が他にない状況である。主管課には事業者を探し続けるように伝えているものの状況は変わっていない。

A委員 相談業務の要は相談に対応する人だと思う。事業者に実績があっても、相談に対応するカウンセラーが変わることもあるので、そうした人を養成できる事業者でなければならないと思う。

事務局 当該事業者はカウンセラーの養成スクールも運営しており、養成にも力を入れていると考えている。

C委員 土日を除いて毎日相談を受ける事業内容となっている。契約金額は人件

費の増を踏まえて増えているか。

事務局 社会全体として人件費は上がっているが、契約金額は件数等のその他の条件も踏まえて設定している。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※令和4年度（令和4年9月末現在） 24件

【質 疑】

質疑なし。

(5) その他

宇田川委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。

他にないので、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上